

賛助会員募集趣旨書

公益社団法人福島県私立幼稚園・認定こども園連合会は、福島県内128園（令和7年4月1日現在）から組織され、公益社団法人格を持つ県内唯一の責任ある私立幼稚園・認定こども園団体です。

福島県内における私立幼稚園・認定こども園の教育の充実及び振興を図り、もって地域の幼児教育水準の向上と教育文化の発展に寄与することを目的として活動しています。

そして、福島県の未来を担う個性あふれる幼児達にとっての好ましい幼児教育環境の創出を目指す当連合会の活動にご理解ご賛同頂ける個人、法人又は団体の皆さまに是非とも賛助会員へご入会くださいますようお願い申し上げます。

公益社団法人

福島県私立幼稚園・認定こども園連合会

理事長 楠 正興

公益社団法人福島県私立幼稚園・認定こども園連合会の事業

賛助会員会費は、当連合会が実施する以下の公益目的事業に使用いたします。

公益目的事業

- 1 教職員に関する研修等の実施
- 2 幼児教育及び私立幼稚園・認定こども園の経営管理に関する調査研究
- 3 私立幼稚園・認定こども園教育の振興に資する情報の収集及び提供
- 4 私立幼稚園・認定こども園に対する助成等
- 5 関係行政機関及び私学団体及び県内市町村の私立幼稚園・認定こども園団体

との連携

- 6 労働保険に関する事務の受託
- 7 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

賛助会員とは

本連合会が実施している公益目的事業を充実・発展させていくため、多くの事業への賛同者の参加を求めるため賛助会員制度を設けております。

賛助会員とは、本連合会の事業活動に賛同し応援するため入会した個人、法人又は団体をいいます。

賛助会費（年額）

法人・団体 一口 20,000円

個人 一口 10,000円

会員入会の手続き

- 1 賛助会員を希望する場合、連合会事務局へ電話、メールでお問合せください。
- 2 本連合会事務局から別に定める入会申込書を送付しますので、ご記入のうえ提出をお願いします。
- 3 ご入会お申し込み後、理事会での承認をへてご入会となります。
- 4 賛助会費の納入は、理事会承認後、賛助会費振込取扱票を送付いたします。

指定された期日までに、郵便局に賛助会費をお振込みください。（手数料は当法人が負担します。）
- 5 賛助会費は、一口以上をお願いします。
- 6 賛助会員の会員期間の起算日は、納入翌月の1日から翌年6月末です。

年度途中の入会でも月割りの制度はございません。
- 7 翌年度からは、7月に更新のお手続きご案内、賛助会費振込取扱票を送付いたします。
- 8 会員は、退会届を理事長に提出することにより、任意にいつでも退会することができます。ただし、一旦支払い済みの賛助会費の返還はできません。

賛助会員特典

賛助会員である法人・団体の名称、個人（了解者のみ）の皆様のご芳名を当連合会のホームページに掲示して公表します。

公益社団法人格を持つ県内唯一の責任ある私立幼稚園・認定こども園団体を支援していることを広くアピール（以下「メッセージ例」参考）することにより、幼児教育（子育て）に理解のある先進的な法人・団体である好イメージを醸成することが可能です。

また、法人内・団体内で、独自の子育て支援策（絵画コンクール）等を展開するにあたっては、（支援策の周知、パンフレットの配布、ポスターの掲示等）当連合会がもつ情報やネットワークを活用することが可能です。

《メッセージ例》「当法人（当社、当団体）は、福島県の幼児教育水準の向上と教育文化の発展（教育振興と子どもたちの健やかな成長）を応援しています。」

問い合わせ先

〒960-8103

公益社団法人福島県私立幼稚園・認定こども園連合会

福島県福島市舟場町2番1号 福島県庁舟場町分館

TEL. 024-522-3252 FAX 024-521-4463

E-mail fukuzen@fukushima-shigaku.jp